

愛媛県愛南町における個人情報漏えいについて

- ◎ 広報あいなん（平成19年7月号）（抜粋） ----- 1
- ◎ 報道資料（総務省）
「住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会」の発足 ----- 3
- ◎ 「第1回 住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会」資料
 - (1) 愛南町事案等の全体像 ----- 6
 - (2) 過失・重過失、業務上必要な注意懈怠
による事故等に対する罰則例 ----- 9
- ◎ 「第2回 住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会」資料
 - (1) 住民基本台帳に係る電算処理委託等に関する論点について ----- 12

◆「個人情報漏えい」発覚後の町の対応と 対策についてお知らせします◆

町民の皆様へ
5月14日、愛南町合併前の旧5町の住民情報がインターネット上に流出するという事が発覚しました。皆様の大切な、また本町が保有する中で最も重要な個人情報が漏えいし、住民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたことに対しても心より深くお詫び申し上げます。

町としても「個人情報漏えい事象」発覚後、その経過等の原因究明はもちろんのこと、住民の皆様のご不安を解消するため、全職員による戸別訪問(ご説明とお詫び)の実施を行いました。そして、町内不在者及び町外転出者の方々には「お詫びと漏えいした個人情報の内容」を郵送させていただきました。

その他、委託業者への賠償請求など、現在、町としてできる最大限の方策を検討しております。

今後、再発防止に向けた情報セキュリティに関する職員研修を行うなど、情報管理体制の強化に、全職員が全力で取組んで参ります。また、住民の皆様の信頼回復に努めるとともにより充実した行政サービスの提供をめざしていきたいと考えています。

愛南町長
谷口長治

【漏えいした個人情報の内容】

漏えいしたデータは、住基情報が68,426件(住民票コードも含む)、国民年金情報が35,816件、老人保健情報が13,959件、口座情報が287件(平成16年7月以前に旧城辺町公営住宅に入居されていた方で、振替用の口座登録をされていた方)、選挙情報が24,355件、総件数142,843件、実人数54,850人の個人情報です。(住登外住民・法人情報・転出者や死亡者を含む)

なお、現在、データ流出元のパソコンは、通信回線から切り離して確保しています。

【愛南町住民情報の漏えいに係る町の対応】

○対策本部の設置

設置日 平成19年5月17日

設置場所 愛南町役場(本庁) 総務課

○町外転出者通知数

平成19年5月28日から配達記録郵便にて発送

(9,700名)

○住民票コード変更手続

3,894名(平成19年6月18日現在)

○お詫びとご説明のため戸別訪問

平成19年5月19日から戸別訪問を実施

対象世帯数 10,823世帯

内不在世帯数 359世帯

(平成19年5月26日現在)

なお、不在者の方へは、郵送で対応させていただきました。

【今後の取り組み】

愛南町では、皆様からの問い合わせ並びに漏えい情報を利用したダイレクトメールや架空請求など、二次被害が生じないよう相談窓口を設けるとともに、金融機関等への協力を要請しています。不安をお持ちの方は、気軽にご相談ください。

また、委託した(株)デンケンに対しては、今回の対応に要した経費を含め、損害賠償を求めていく方針で専門家と協議をしています。

今後は、個人情報の安全確保を図るために、町情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の見直しを含め、全職員が全力を挙げて情報管理体制の強化に努めて参ります。皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【予想される被害とその対策について】

住民基本台帳全般に関すること

口座に関すること

Q 住民基本台帳情報が漏えいすることで考えられる被害は?

Q 漏えいした口座の預金が不正に引き出されはないか?

A 住所や氏名などの情報を利用した次のよつないことは十分な注意が必要です。

- ・ダイレクトメール・架空請求が送付された場合は、身に覚えがないれば無視するなど、いかにからは連絡しないでください。
- ・悪質な訪問販売など、消費者トラブルは家族や友人に相談するなど、毅然とした態度で対応しましょう。

A 引き出しだは、通帳・カード・印鑑が必要であり、金融機関でチエツクがかけられかねません。

※不審な郵便物が送付された場合は、役場総務課(相談窓口)または警察にご相談ください。

Q 国民年金に関すること

Q 年金加入状況等の流出で想定されることは?

A 住民票コードとは、住民基本台帳ネットワークがスタートしたときに「フジピュータ」がデータを管理する印として、全国一斉に全ての国民の住民票に自動的に付され、無作為に作成された11桁の番号です。(平成14年8月本人通知) コードだけで個人の情報が推測されるものではありません。

Q 住民票コードが漏えいしたことで考えられる被害は?

Q 老人保健に関すること

Q 老人保健被保険者証の記号番号を悪用されるおそれはないか?

A 住民票コード自体は独立した専用回線であり、一般の方が利用できません。そのため、実害があるとは想定しないと見えられますが、希望する場合は、本庁(町民課)又は各支所(住民福祉課)の窓口で、本人確認の上、いつでも変更申請ができます。

A 今回流出した被保険者証の記号番号は、今以前のもので現在の被保険者証の記号番号とは異なっています。この記号番号による直接的な被害は想定されません。

相談窓口を設置していますので、お知らせします。

本庁相談窓口(総務課) (0895)72-1211

内海支所住民福祉課

一本松支所住民福祉課

85-0311

84-2211

御荘支所住民福祉課

西海支所住民福祉課

72-1111

82-1111



平成19年6月26日

「住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会」の発足

総務省では、「住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会」を発足し、住民基本台帳に係る電算処理の委託等について、有識者による専門的な検討を行うこととしました。

1 趣旨

先般、複数の地方公共団体からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフト「Winny」を介して、国民年金情報や老人保健情報などを含む個人情報が流出しました。

とりわけ、ある地方公共団体においては、市町村合併に伴って、各団体が個別に整備したシステムにかかるデータを移行するに際して、ほぼ全住民の住民票に記載されている情報が流出したところです。

そのため、総務省では、住民基本台帳の電算処理に係る市町村の委託実態を踏まえながら、住民基本台帳情報の取扱いに係る課題について検討を行うこととしました。

2 検討事項

- 1) 事案の分析
- 2) 実効性のある対策
- 3) その他

3 構成等

別添の開催要領に基づき開催します。

4 検討会スケジュール

平成19年6月27日(水)に初会合を行い、全5回程度を目途に開催する予定です。

(連絡先)

総務省自治行政局市町村課 望月理事官、黒木係長、津島事務官

TEL:03-5253-5517 FAX:03-5253-5520

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会開催要領

第1 目的

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会は、住民基本台帳の電算処理に係る市町村の委託実態等を踏まえながら、住民基本台帳情報の取扱いに係る課題について、有識者による専門的な検討を行うことを目的とする。

第2 構成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第3 座長

- (1) 検討会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- (2) 座長は会務を総理する。
- (3) 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

第4 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に検討会への出席を求めその意見を聞くことができる。

第5 その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省自治行政局市町村課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、検討会の運営その他検討会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会メンバー名簿

(敬称略 50音順)

稻垣 隆一 弁護士

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授

宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

上川内朝子 全国連合戸籍事務協議会幹事長（品川区戸籍住民課長）

川田 琢之 筑波大学ビジネス科学研究科准教授

後藤 省二 三鷹市企画部ユビキタス・コミュニティ推進担当部長

藤原 静雄 筑波大学法科大学院教授

(オブザーバ)

内閣府 国民生活局 個人情報保護推進室長

法務省 刑事局 参事官

総務省 行政管理局 個人情報保護室長

" 自治行政局 地域情報政策室長

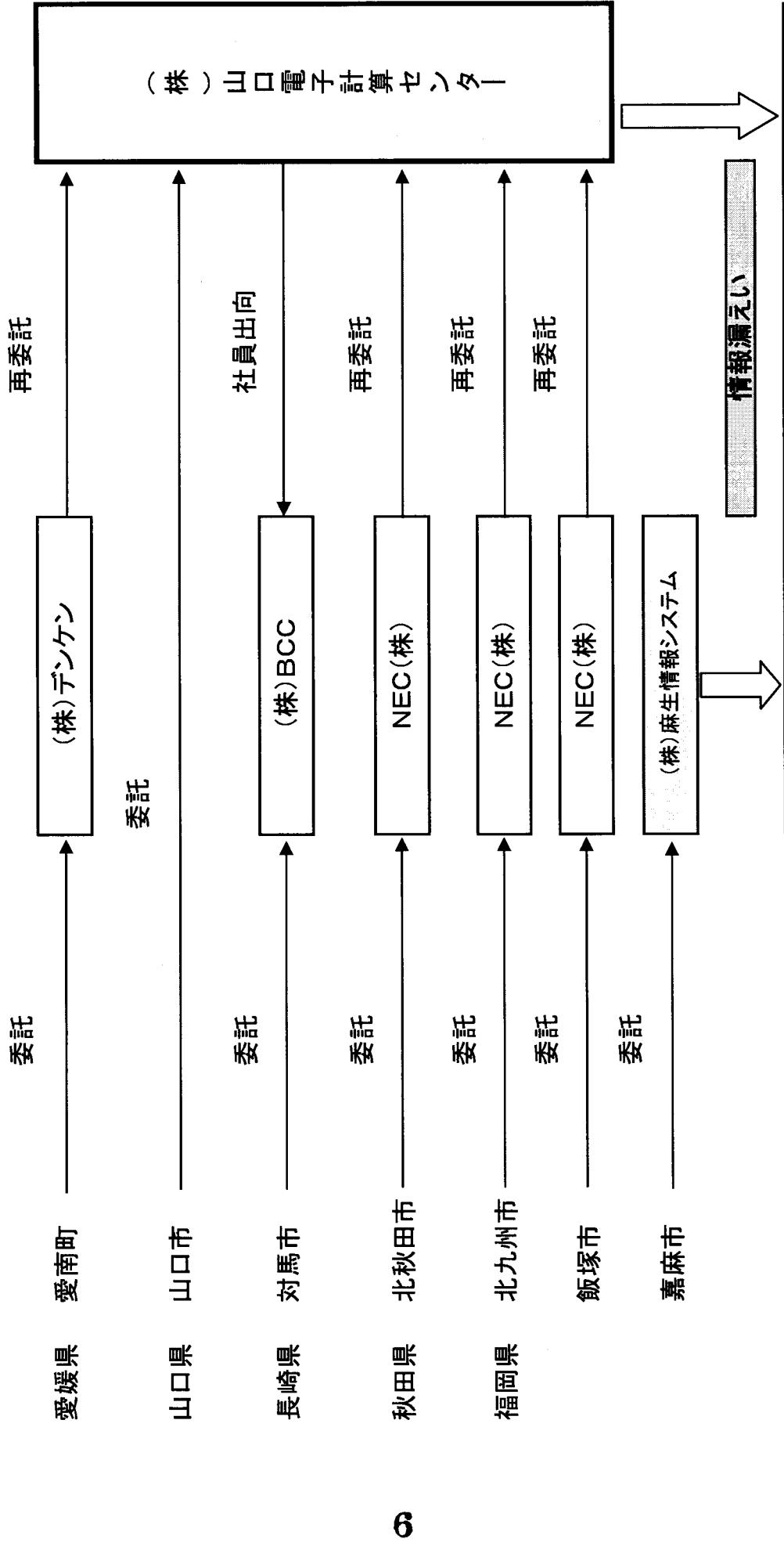
" " 行政体制整備室長

愛南町事案等の全体像

平成19年6月25日17:00時点

【団体名】

【受託会社】



（株）山口電子計算センターの社員Aと（株）麻生情報システムの社員Bが、
無断でデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンからファイル交換ソフト「ウイ
ニー」を通じて情報が漏えいしたもの。
なお、社員Aと社員Bは夫婦であり、自宅パソコンを共用していたもの。

漏えいデータ等の概要

<平成19年6月25日17:00現在>

団体名	流出件数	個人特定可能件数	契約・合併に伴うデータ移行
愛媛県 愛南町	住基情報(住所・氏名・生年月日・転入転出情報等) 68,426件 (うち住民票コード 33,773件) 国民年金情報(基礎年金番号・納付記録等) 35,816件 老人保健情報(受給者番号等) 13,959件 口座情報(公営住宅入居者) 287件 選挙(資格の有無等) 24,355件 合計:延べ142,843件	54,850人分 (左記の住基情報中、 氏名・生年月日・性別・ 住所を含むもの。転出 者、死亡者及び法人含 む)	契約・合併に伴うデータ移行 契約違反:無断再委託、業 務終了時のデータ返還・廢 棄の不徹底
山口県 山口市	給与報告書データ(漢字氏名・カナ氏名) 4,293件 固定資産税共有者データ(漢字氏名・性別・生年月日等) 3,947件 固定資産共有者画面データ(漢字氏名・住所等) 12件 平成16年度引落口座データ等(口座番号・口座名義人(カナ)等) 6,824件 平成15・16年度住民税賦課データなど 合計:延べ262,437件	延べ15,076人分 (同一人物が特定でき ないデータがある。)	契約・合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち 出し、業務終了時のデータ 返還・廃棄の不徹底
長崎県 対馬市	公営住宅保証人(氏名、住所、電話番号、間柄) 延べ1,132件 実数1,074件 公営住宅入居人(住所、氏名) 152件 氏名、住所、生年月日を含むデータ 128件 合計:延べ1,412件	1,354人分	契約・合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち 出し、業務終了時のデータ 返還・廃棄の不徹底
秋田県 北秋田市	住民票コード 41,351件 印鑑登録情報 24,433件 住民情報(氏名・住所・性別等) 1,962件 など 合計:延べ117,022件	711人分 (住所・氏名等が記載 されており、一見して 個人が識別できるも の。)	契約・合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち 出し、業務終了時のデータ 返還・廃棄の不徹底
福岡県 嘉麻市	軽自動車税の課税データのうち、 ・住所、氏名、生年月日、車種、車体番号を含むものが14件で実数10名、内1 名死亡。 ・市が任意に付番した個人番号、車名、車体番号、年式、登録年月日等を含む ものが、 平成18年度分 8,109件、平成17年度分 7,590件、平成16年度分 6,793件、異 動履歴 5,463件 合計:延べ27,969件	10人分	契約・合併に伴うデータ移行 契約違反:データ無断持ち 出し、業務終了時のデータ 返還・廃棄の不徹底

※なお、福岡県北九州市・飯塚市については、個人情報漏えいはなかつた。

愛南町事案の概要

平成19年6月22日時点

1 流出の経緯

愛媛県愛南町の合併時(H16.10.1)のデータ統合の際に再委託を受けた会社の従業員が、無断でデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存(H17.8)したところ、自宅パソコンからH17.9にインストールしたファイル交換ソフト「Winny」を通じて情報が流出したもの。H19.4.30にウイルスに感染したことによりWinny上に情報が公開された状態となり、H19.5.16に愛南町が情報を漏えいを発表。
※ 同じ自宅パソコンから、北秋田市等の情報も流出。

2 流出が確認された情報

- ① 住基情報 : 住所、氏名、生年月日、性別、転入転出等の履歴、住民票コード
: 基礎年金番号、加入種別、取得日、喪失日、納付記録等
- ② 国民年金情報 : 受給者番号、取得日、喪失日、被保険者情報等
- ③ 老人保健情報 : 公営住宅入居者(旧城辺町分)の口座情報
- ④ 口座情報 : 選挙資格(資格有無、登録日、抹消日)
- ⑤ 選挙情報

3 流出したデータの件数

種別	旧内海村	旧御荘町	旧城辺町	旧一本松町	旧西海町	合計	データ件数
住基情報(※) (うち住民票コード)	3,490 (2,582)	14,781 (10,531)	21,830 (10,453)	20,870 (5,308)	7,455 (4,899)	68,426 (33,773)	
国民年金情報	1,306	6,500	7,139	6,297	14,574	35,816	
老人保健情報	723	2,941	3,164	3,300	3,831	13,959	
口座情報	0	0	287	0	0	287	
選挙情報	0	11,835	12,520	0	0	0	24,355
合計	5,519	36,057	44,940	30,467	25,860	142,843	
個人が識別できる人数(※)	3,490	14,781	21,830	10,650	4,099	54,850	

※ 住基情報及び個人が識別できる人数については、転出者及び死亡者を含む。

また、旧城辺町及び旧一本松町の住基情報及び個人が識別できる人数については、法人を含む。

4 委託業者への対応 対応経費(人件費・通信費等)の請求を検討中。

過失・重過失、業務上必要な注意懈怠による事故等に対する罰則例

<秘密・信用等に係るもの>

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年六月九日法律第百六十六号）

第四条 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者で、その業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者を除き、業務により知得し、又は領有した特別防衛秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

○医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第三十三条 第三十条の規定に違反して故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

※同様の規定が、視能訓練士法、理学療法士及び作業療法士法、薬剤師法、臨床検査技師等に関する法律、歯科技工士法、診療放射線技師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、栄養士法にある。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年七月三十一日法律第九十九号）

第四十九条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

○郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）

第七十九条

2 郵便の業務に従事する者が重大な過失によって郵便物を失ったときは、これを三十万円以下の罰金に処する。

＜人の生命・身体に係るもの＞

○航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年六月十九日法律第八十七号)

(過失犯)

第六条　過失により、航空の危険を生じさせ、又は航行中の航空機を墜落させ、転覆させ、若しくは覆没させ、若しくは破壊した者は、十万円以下の罰金に処する。

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律(昭和四十五年十二月二十五日法律第百四十二号)

(過失犯)

第三条　業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

○道路交通法(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

第一百六条　車両等の運転者が業務上必要な注意を怠り、又は重大な過失により他人の建造物を損壊したときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

○消防法(昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号)

第三十九条の三　業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたときは、これを罰しない。

○刑法(明治四十年四月二十四日法律第四十五号)

(業務上失火等)

第一百十七条の二　第百十六条(失火)又は前条第一項(爆発物破裂)の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

(過失建造物等浸害)

第一百二十二条　過失により出水させて、第百十九条に規定する物を侵害した者又は第二百二十条に規定する物を侵害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下

の罰金に処する。

(過失往来危険)

第二百二十九条　過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(危険運転致死傷)　<※準故意犯>

第二百八条の二　アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2　人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

(過失傷害)

第二百九条　過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

(過失致死)

第二百十条　過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条　業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2　自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その障害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

住民基本台帳に係る電算処理委託等に関する論点について

I 情報流出を防止する対策を考える上で留意すべき点について

- 既存の流出防止の措置があったのに、住民基本台帳に係る情報の流出を防止できなかっことについてどのように考えるか。
手続きの遵守が十分ではなかったのか、規制の内容が十分ではなかったのか、既存の措置が想定していないものだったのか。
- 委託と再委託等とについてどう考えるか。両者に何らかの違いはあるか。
また、これらと市町村の職員が直接に行うことと、情報の流出を防ぐ観点からどのような差異があると考えるか。
- ファイル交換ソフトを通じて、情報が漏洩したことについて、どのようにすれば防止できたと考えるか。
- 住民基本台帳情報という個人情報に係るシステムの運用等を業務として行っている者により引き起こされたことについて、どのように考えるか。

II 実効性のある対策について ~行為規制~

- 実効性のある対策として、特に、どのような行為規制が必要と考えるか。
 - ・委託や再委託等の制限について
 - ・データに接触出来る人の管理について
 - ・データを正規の場所以外の場所に持ち出すことについて
 - ・データをコピーする行為について
 - ・データがコピーされた情報媒体の廃棄や返還について
- 行為規制の対象とすべき者を「委託者等」ではなく、「住基情報を扱う者」などと一括して捉えることについてどのように考えるか。
- 行為規制の対象とすべき者について、どう考えるか。(事業者か、従業員か、両者か。その他の者か。)
- 従業員を管理する会社の行為そのものに規制をかけていくということについて、どのように考えるか。
- 仮に情報が流出した場合でも、被害の拡大を防ぐ方策（例えば、機器と相互認証しないと暗号化されたデータを読みなくする仕組みの導入など）について、どのように考えるか。

- 市町村に対し、委託先をＩＳＯなどを取得している事業者に限定させるような取り扱いとするよう求めることについて、どのように考えるか。

III 罰則について

- 今回の事案は、いわば情報の不正規な複製・保有及び過失による情報の提供・頒布とでも観念されるべきものであるが、そもそもの保護法益を、どのように考えるか。住基情報と他の情報との違いについてどのように考えるか。
個人情報の流出については、明確な故意犯が少ないという実態にあるが、過失による個人情報の流出であっても、一度被害が発生すると情報の回収が事实上不能であることを踏まえて、どのように考えるか。
- 罰則の対象とすべき行為・態様をどのように考えるか。（契約に違反して再委託をすることか、第三者に対しデータを提供することか、データのコピーをとることか、情報を持ち出したことか、自宅のパソコンにコピーしたことか、ファイル交換ソフトをインストールしていたことか、など、この場合、具体的にデータを扱うプロセスに則して罰則を考えていくことについてどのように考えるか）
- 住民基本台帳情報という個人情報にかかるシステムの運用等を業務として行っている者が、過失により流出事件を起こしたことについて、どう考えるか。
- 例えば、住基情報を故意又は過失により流出させた者は、原則すべて処分することを前提に考えることについて、どのように考えるか。
原則すべて処分することとすると処罰対象が広くなりすぎるため、限定期的に処罰するためにはどのように考えるべきか。
- 従業員が業務に伴って不法な行為をなしたことに対する事業者への罰則をどのように考えるか。

IV その他

- 住民基本台帳に係る情報のどのような特徴を踏まえて、一般法である個人情報保護法や個人情報保護条例等による規制に加えて、住民基本台帳制度に固有の個人保護措置をとると考えるか。
- 紙媒体の情報について、どう考えるか。
- 住基情報由来の個人情報について、どう考えるか。